

託児サービスを付加した委託訓練の具体的実施について

1 託児サービスの内容

(1) 託児サービスの提供内容（保育内容）

次のア～ウのいずれかの保育内容とし、託児サービス提供場所までの対象児童の送迎は、原則として受講生が自ら行うものとする。なお、授乳、補水および食事等の補助については、託児サービスの提供内容に含むものとする。

また、託児サービス提供内容（受講生負担分の説明を含む）については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）を満たす保育内容

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）を満たす保育内容

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について指導監督基準（平成 13 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 177 号）を満たす保育内容

(2) 託児サービスの提供方法

訓練機関は次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

ア 施設内託児サービス

訓練機関の施設内において、訓練機関自らが又は委託により、託児サービスを提供するもの。

イ 施設外託児サービス

訓練機関の近隣の施設（訓練機関から概ね半径 2 km 以内の通所可能な距離にある場所）において、訓練機関自らが又は委託により、託児サービスを提供するもの。ただし、受講者が希望する託児サービス提供場所が利用可能な場合には、この限りではない。

施設外託児サービスを利用する場合、原則として受講生自らが児童の送迎を行うものとする。

2 託児サービスに係る定員

託児サービスに係る児童の定員は 5 人とする。

3 託児サービスの時間

原則として、訓練実施日の訓練時間帯（休憩時間を含む）及びその前後の 30 分間とする。

4 託児サービスの利用対象者

当該離転職者訓練の受講生で、次のいずれにも該当する者。

- (1) 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。

なお、就学前の児童とは、児童福祉法第 4 条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次のア、イに分類される。

ア 乳児：満 1 歳に満たない者

イ 幼児：満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、幼稚園に通っている児童の夏季休暇等の期間が訓練期間と重なり、一時的に託児サービス利用対象者となる場合であって、託児サービス提供機関の対応が可能な場合は、状況に応じて利用対象者となり得る場合があるため、協議依頼書（別紙 6）により事前に協議すること。

- (2) 利用希望者が、訓練受講申込書と一緒に公共職業安定所に提出した託児サービス利用申込書に基づき、当該訓練受講に際し託児サービスの利用が必要であると、浜松技術専門校長が認めた者。

なお、児童のうち、特にケアが必要であり、託児サービス提供機関において十分な保育の提供が行われないと見込まれる児童については、原則として本サービスの対象外とする。

注：障害児（身体に障害のある児童又は知的障害のある児童）を対象外とする意ではない。

5 託児サービス提供機関の選定

- (1) 託児サービス提供機関の要件

訓練機関は、託児サービス提供機関として、次のア～エの基準について、いずれにも該当する機関を選定すること。

ア 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

(ア) 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

(イ) 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(ウ) 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

(エ) 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

(オ) 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

(カ) 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

イ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

ウ 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

エ ア～ウのほか、県等において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

(2) 訓練機関は、選定した託児サービス提供機関が上記5の(1)ア(ア)から(カ)のいずれかであることを確認し、書面等で浜松技術専門校に報告すること。また、託児サービス提供機関に認可外保育園を選定した場合は、認可外保育施設指導監督基準チェック表（別紙2）を提出すること。

6 託児サービスの利用料

- (1) 託児サービスの利用料は無料とすること。ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（受講生）の負担とすること。
- (2) 受講生の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において受講（予定）者に周知すること。

7 託児サービスの実施に係る報告等

訓練機関は託児サービスの実施に係る日誌（別紙3・任意様式）を作成し、各月末ごとに報告すること。

また、訓練終了後に「託児サービス利用実績報告書」（別紙5）を提出すること。

8 その他

- (1) 訓練機関は、託児サービスを希望する受講希望者の託児施設の確認（見学等含む）に応じること。なお、見学等に係る日程調整は訓練機関がおこなうこと。
- (2) 受講生と託児サービス業者のトラブル等については原則として訓練機関が対応すること。
- (3) 受講生が退校せずに託児サービスの利用を中止する場合は、託児サービス利用中止届（別紙4）を提出させること。
- (4) 以上の定めに掲げがたい事項については、浜松技術専門校と訓練実施機関との間で協議し、浜松技術専門校の指示に拠るものとする。
- (5) 事前の慣らし保育が必要な託児施設を利用する場合、その費用は保護者（受講生）の負担とすること。
- (6) 託児サービスにかかる費用については、契約書記載のとおり、託児サービス提供機関における一般利用者の利用単価と同額であることとし、当該単価が契約書の別表に定める託児児童1人当たり月額単価（上限単価）を超える場合や、暦月での支払いとなる場合、又は、訓練期間中の一部の期間のみ託児サービスを希望する場合等は、厚生労働省へ事前協議を必要とするので、託児サービス提供機関を選定する前に、協議依頼書（別紙6）を本校に提出すること。

2019.4.2 改定

認可外保育施設指導監督基準チェック表

※水色箇所及び「チェック」欄に記入すること。なお、チェックに当たっては、詳細、解釈等について、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日付け雇児発第177号の最終改正版）を必ず参照すること

保育施設名		連絡先	
住所		記入者名	

分類	チェック	項	目							
1 保育に従事する者の数及び資格 ※申請機関は、「保育従事者配置数」に記入すること。 ※「利用対象児童数」は、募集後の状況により各都道府県能開施設で確認すること。	必須	<input type="checkbox"/>	保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間については、概ね以下に定める数以上である（ただし2人を下回ってはならない）	児童1人当たりの保育従事者数	利用対象児童数	保育従事者必要数	うち保育士又は看護師必要数	保育従事者配置数	うち保育士又は看護師	うちその他
			乳児3人につき保育に従事する者1人	0.333人	0人	0.0人				
			1、2歳児6人につき保育に従事する者1人	0.167人	0人	0.0人				
			3歳児20人につき保育に従事する者1人	0.050人	0人	0.0人				
			4歳以上児30人につき保育に従事する者1人	0.033人	0人	0.0人				
	必須	<input type="checkbox"/>	保育に従事する者の概ね1/3が保育士か看護師（保育に従事する者が2人の場合1人）	合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	必須	<input type="checkbox"/>	保育に従事する者が常時2人を下回っていない							
		<input type="checkbox"/>	食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯についての保育従事者の配置に留意している（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）							
	必須	<input type="checkbox"/>	常時、保育に従事する者が複数配置されている（現に保育されている児童が1人である場合を除く）							
		<input type="checkbox"/>	常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されている							
2 保育室等の構造設備及び面積 ※保育室の必要面積等は、募集後の状況により各都道府県能開施設で確認すること	必須	<input type="checkbox"/>	乳幼児の保育を行う部屋があり、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上となっている	必要面積	0.00㎡	実面積	㎡			
			乳児（概ね1歳未満の児童をいう）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されている（事故防止の観点から、別の部屋又は明確な段差やベビーフェンス等で区画されている）							
			保育室は、採光が確保されている							
			保育室は、換気が確保されている							
			保育室は、安全が確保されている							
	必須	<input type="checkbox"/>	乳幼児のベット使用に当たっては、同一の乳幼児ベットに2人以上の乳幼児を寝かせていない							
	必須	<input type="checkbox"/>	概ね幼児20人につき1以上ある	必要な数	0.0	実際の数				
			手洗い設備がある							
			保育室及び調理室と区画されている							
			子供が安全に使用できる（幼児が安全に使用するのに適当なものである）							
	必須	<input type="checkbox"/>	衛生面に配慮されている							
			給食の調理が可能な調理室がある（※施設内で調理した給食の提供を保育の内容に含む場合必須）							
			加熱・保存・配膳等のために必要な調理機能を有した調理室がある（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）や家庭からの持参弁当による提供を保育の内容に含む場合必須）							
			保育室と簡単に出入りできないように区画されている（※調理室がある場合必須）							
			衛生的状態が保たれている（※調理室がある場合必須）							
	<input type="checkbox"/>	調理室は、当該施設内にあって専用のものか、又は施設外共用であるが、必要なときに利用できる（※調理室がある場合必須）								
3 非常災害に対する措置	必須	<input type="checkbox"/>	A 消化用具が設置されている							
	必須	<input type="checkbox"/>	B 非常口は、火災等非常時に入所乳幼児の避難に有効な位置に適切に設置されている							
	必須	<input type="checkbox"/>	C 消火器具の使用法や設置場所について、保育従事者全員が理解している							
		<input type="checkbox"/>	D 消防計画が適正に作成され届出が行われている（※消防法上30人以上の施設の場合、作成及び届出の義務があるので必須）							
		<input type="checkbox"/>	E 防火責任者の選任届出が行われている（※消防法上30人以上の施設の場合、作成及び届出の義務があるので必須）							
	必須	<input type="checkbox"/>	F 避難消化等の訓練（消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則）を毎月1回以上実施している							

分類	チェック	項	目	設置階数	階	
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましい					
	保育室を2階に設ける建物	必須	<input type="checkbox"/>	保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている		
		必須	<input type="checkbox"/>	イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法同号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）である		
		必須	<input type="checkbox"/>	ロ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられている （い） <input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段 （ろ） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 待避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段		
		<input type="checkbox"/>	上記イ及びロを満たさない場合は、上記3のA～Fに特に留意する必要がある（※上記イ及びロを満たさない場合必須）			
	保育室を3階に設ける建物	必須	<input type="checkbox"/>	イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可）		
		必須	<input type="checkbox"/>	ロ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていて、これらの施設又は設備待避上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている （い） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段 （ろ） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> 屋外階段		
			<input type="checkbox"/>	ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。（※調理室がある場合必須） <input type="checkbox"/> 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの設けられている場合 <input type="checkbox"/> 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合		
		必須	<input type="checkbox"/>	ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている		
		必須	<input type="checkbox"/>	ホ 保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている		
		必須	<input type="checkbox"/>	ハ 非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている		
	保育室を4階に設ける建物	必須	<input type="checkbox"/>	ト 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている		
必須		<input type="checkbox"/>	イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物である（準耐火建物は不可）			
必須		<input type="checkbox"/>	ロ 乳幼児の避難に適した構造の以下に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていて、これらの施設又は設備待避上有効な位置に設けられ、かつ保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられている （い） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 （ろ） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場所を除き、同号に規定する構造を有する者に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） <input type="checkbox"/> 検知器基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段			
		<input type="checkbox"/>	ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。（※調理室がある場合必須） <input type="checkbox"/> 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの設けられている場合 <input type="checkbox"/> 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合			
必須		<input type="checkbox"/>	ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている			
必須		<input type="checkbox"/>	ホ 保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている			
必須		<input type="checkbox"/>	ハ 非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）又は非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備等）及び消防機関へ火災を通報する設備（電話で可）が設けられている			
必須		<input type="checkbox"/>	ト 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されている			

分類	チェック	項目	目
5 保育の内容	保育の内容	必須	<input type="checkbox"/> 児童一人一人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫している
		必須	<input type="checkbox"/> 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めている
		必須	<input type="checkbox"/> 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行している
		必須	<input type="checkbox"/> 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていない
		必須	<input type="checkbox"/> 必要な遊具、保育用品等を備えている（テレビは含まない）
	保育姿勢等	必須	<input type="checkbox"/> 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢である
		必須	<input type="checkbox"/> 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めている
		必須	<input type="checkbox"/> 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している
		必須	<input type="checkbox"/> 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっている
		必須	<input type="checkbox"/> 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡している
		必須	<input type="checkbox"/> 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている
		必須	<input type="checkbox"/> 消防署、病院等の連絡先一覧表等も整備され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされている
		必須	<input type="checkbox"/> 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応する
		6 給食	
	<input type="checkbox"/> 調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行う（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）		
	<input type="checkbox"/> 食器類や哺乳ピンは使用することによく洗い、定期的に煮沸消毒を行う（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）		
	<input type="checkbox"/> 食事時、食器類や哺乳ピンは、乳幼児や保育従事者間で共用されていない（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）		
	<input type="checkbox"/> 食品の保存（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）について、腐敗、変質しないよう冷蔵庫を利用する等適切な措置を講じている（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供又は、家庭からの持参弁当による提供を保育の内容に含む場合必須）		
	<input type="checkbox"/> 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施している（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）		
	<input type="checkbox"/> 児童の年齢や発育、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とする（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）		
	<input type="checkbox"/> 市販の弁当等の場合、乳幼児に適した内容か（※施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）		
必須	<input type="checkbox"/> 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われている		
	<input type="checkbox"/> 離乳食摂取後の乳児について、食事後の状況に注意が払われている（※食事の世話を保育の内容に含む場合必須）		
	<input type="checkbox"/> 栄養所要量、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理されている（※施設内で調理した給食又は、施設外で調理した給食（仕出し弁当など）の提供を保育の内容に含む場合必須）		
7 健康管理・安全確保	必須	<input type="checkbox"/> 登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児状態の報告を受けている（体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常の有無・機嫌等）	
	必須	<input type="checkbox"/> 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われ、保護者へ乳幼児の状態を報告している	
	必須	<input type="checkbox"/> 身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行う	
	必須	<input type="checkbox"/> 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施する（直接実施できない場合は、保護者からの健康診断書の提出を受ける、母子手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行っている場合はこれに代えることができる）	
	必須	<input type="checkbox"/> 職員の健康診断を採用時及び年に1回実施する	
		<input type="checkbox"/> 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施する（※施設内で調理した給食の提供を保育の内容に含む場合必須）	
	必須	<input type="checkbox"/> 必要な医薬品その他医療品を備えられている（最低必要なもの：体温計・水まくら・消毒薬・絆創膏類）	
	必須	<input type="checkbox"/> 感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示する	
	必須	<input type="checkbox"/> 感染症にかかっていた児童の再登園については、かかりつけ医の「治癒証明書」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて保護者の協力を求めている	
	必須	<input type="checkbox"/> 感染症予防のため、歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備している	
	必須	<input type="checkbox"/> 乳幼児突然死症候群の予防のため、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察する	※医学上の理由から医師がうつせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要
	必須	<input type="checkbox"/> 乳幼児突然死症候群の予防のため、乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせる	
	必須	<input type="checkbox"/> 保育室では禁煙を厳守する	
	必須	<input type="checkbox"/> 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行う	
	必須	<input type="checkbox"/> 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図る	
	必須	<input type="checkbox"/> 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備する	
	必須	<input type="checkbox"/> 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一事故に備えている（保育児童及び保育者の双方が対象）	
		<input type="checkbox"/> 過去の死亡事故等の重大事故については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている（※該当する場合必須）	
8 利用者への情報提供	必須	<input type="checkbox"/> 提供するサービス内容を利用者への見やすいところに掲示する	
	必須	<input type="checkbox"/> 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付する	
	必須	<input type="checkbox"/> 利用予定者から申し込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努める	
9 備える帳簿	必須	<input type="checkbox"/> 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿を整備している	
	必須	<input type="checkbox"/> 在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類を整備している	

令和〇〇年度〇〇訓練コース託児サービス日誌 (参考)

年	月	日(曜日)	天	気
---	---	----	-----	---	---

○児童出席状況

○保育内容

時刻	内容	場所	担当保育士	備考

○特記事項

--

機関名	記載者	代表確認	
-----	-----	------	--

託児サービス利用中止届

令和 年 月 日

静岡県立浜松技術専門校長 様

訓練課名 科

受講者氏名

住 所

下記理由により託児サービス利用を中止したいので、許可くださるようお願いします。

記

理 由

※ 処理欄	託児サービス利用中止日
-------	-------------

※利用中止日は浜松技術専門校にて記入する。

託児サービス利用実績報告書

静岡県立浜松技術専門校長 様

住 所

受託者 商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日に締結した委託訓練契約に基づく託児サービスの実施について、下記のとおり利用実績を報告します。

記

- 1 訓練名 令和 年度 離転職者訓練(
- 2 訓練期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 託児サービス利用実績

児童名 (生年月日)	事前 協議 有無	利用期間	訓練日数	利用日数	金額(税込)	備考	合計金額
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					0
		~					
		~					
		~					0
		~					
		~					
合計							0

※ 利用期間の欄は、基本は算定基礎月の期間を記入すること。ただし、事前に協議して暦月での算定を認められた場合は、暦月のごとの期間を記入すること。

※ 期間が1月に満たない等の理由で月額単価以外の算定をした場合（事前協議が必要）は、備考に詳細を記入すること。（「500（円/時）×40H」等、算定根拠を備考に記入。）

※ 訓練日数は、当該期間内の訓練設定日数（欠席した日等を含む）を記入すること。

※ 利用日数は、当該期間内に実際に託児サービスを利用した日数を記入すること。

※ 金額は、託児サービス提供機関に支払った実費とし、託児サービス提供機関における一般利用者の利用単価と同額とすること。

協議依頼書

訓練コース名 _____

訓練実施機関名 _____

担当者名 _____

【協議概要】

協議内容詳細	
①協議事項 (協議する内容)	②協議を必要とする理由

【留意事項】

- ・①は、今回協議をする事項について、詳細に記載すること。
- ・②は、協議を必要とする理由について、詳細に記載すること。
- ・協議事項及び協議を必要とする理由については、出来る限り具体的に記載し、参考となる資料等があれば添付すること。
- ・協議内容が不明瞭な場合、協議の対象としないこととする。
- ・幼稚園に通っている児童の夏季休暇等における託児サービス利用に関する協議については、休暇期間及び対象児童の年齢を明記すること。